

## 奨学金返還支援について

### 1 制度の概要

- (1) 要件を満たす学生が、大学、高校等を卒業後、市内に居住する場合（あらかじめ居住している場合を含む。）に、奨学金返還額の全部又は一部を市が負担する制度。
- (2) 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局では、「地方公共団体が行う奨学金返還支援は域内の企業への若者の就職を促進するものであることから、若者の地方定着に有効な施策と位置付け」て、制度を推進している。
- (3) 返還支援を実施すると、国から特別交付税措置がなされる。措置率は0.5。対象経費は支援及び広報に係る費用。
- (4) 特別交付税措置の対象は、市が貸与した奨学金と日本学生支援機構（以下単に「機構」とする。）の奨学金。
- (5) 特別交付税措置を受けるためには、取組が地方版総合戦略に位置付けられている必要がある。

### 2 県内自治体の導入状況

#### (1) 埼玉県

ア 埼玉県は、埼玉県中小企業団体中央会が実施する支援に対する補助事業を行っている。

イ 同会は、要件を満たす県内の中小企業等が、奨学金返還のために従業員に支給する手当に対して補助を行っている。補助率は2分の1で、1人年9万円が限度（当該企業が「埼玉県多様な働き方実践企業」である場合は補助率3分の2で、1人年12万円が限度）である。

#### (2) 近隣自治体

ア 西部教育事務所管内21市町村に対し、奨学金の返還支援制度を導入しているかを調査したところ、5市町での実施を確認。ただし、調査回答で実施「無」との回答があった市町村においても、公式HP等では別部署等で返還支援制度を実施している自治体が4か所あり、少なくとも9つの自治体での取り組みが確認できる。

## イ 近隣自治体の取り組みの例

### a) 人材確保の観点から奨学金の返還支援制度を導入

奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内の民間保育施設等に保育士として就職された方を対象に、奨学金の返済費用の一部を補助

1人あたり最大90万円（年間最大18万円×最大5年間）

### b) 若年層の定着（定住）の観点から奨学金の返還支援制度を導入

- ・ 今後5年以上定住する意志のある方
- ・ 初めて申請する年の4月1日現在で30歳未満の方
- ・ 正規雇用でお勤めの方（自営業を営み1年以上継続している方も可）など
- ・ 市内で就業 年間最大10万円 坂戸市外で就業 年間最大8万円

※前年度返還した額の1/2以内 最大60か月分が対象（5年間）

※ 要件に「住民票をおく」「自治体内での就労」等が含まれる場合がほとんどであり、若年層が就職にあわせて転出するのではなく、引き続き住み続けてもらう、または地元で就職してもらうといった施策が背景に伺える

## 3 制度を導入するか否かを検討するに際して考慮すべき事項

- (1) 事業の目的を明確にする必要がある。奨学金の貸与・支給については、学びの支援という目的があるが、奨学金の返還支援は、学校を卒業した者に対して行うものであり、学びの支援そのものが目的ではない（学生が将来の返還支援制度利用を視野に入れることで奨学金の借りに踏み切りやすくなるという副次的効果はある。）。国は返還支援制度については若者の域内の企業への就職促進による地方定着促進策としており、県は同様の趣旨をさらに具体化して、「県内の中小企業等の人材確保と定着を促進し、若者から選ばれる魅力ある中小企業等を支援する」ためとしている。「奨学金」という用語は共通するものの、貸与・支給制度と返還支援制度は、趣旨が異なる。
- (2) 仮に制度を導入する場合、その方法は大きく2種類に分かれると思われる。①借入金に係る利子額へ補助するパターンと、②利子額にとどまらず元本の返済額へも補助するパターンである。補助金額は、②の方が大きくなる。
- (3) 人材確保を目指し、機構の奨学金を従業員に代わって返済する企業が増えている。機

構は、令和3年4月からは、企業による奨学金返済の直接送金を受け付けている。企業には、法人税上の給与として損金算入できる節税メリットがある。

(4) 金額の問題は別としても、②(元本の返済額へも補助を行う)を本市で導入するのは、次のように問題があると思われる。

ア 市の奨学金の返済を既に終えている者、中でも繰り上げで返済を終えた者とバランスが取れない。仮にさかのぼって補助の対象とするとしても何年前までの返済を対象にするのかについて基準を設定することは困難である。

イ アの問題を回避するため市以外の奨学金借入れをしている者を対象とすると、合理的な説明ができない。

(5) 制度の効果を測定することは極めて難しい。